

令和4・5年度石巻市小規模契約希望者登録申請要領（本登録）

1 小規模契約希望者登録の目的

市の競争入札参加資格申請が困難である、市内に主たる事業所（本社又は本店）を置く事業者を登録し、市が発注する小規模な修繕等の契約について当該登録を受けた事業者を積極的に活用することにより、それらの事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図ることを目的としています。

2 契約の範囲（対象）

別表に定める工事のうち、原則として、その内容が軽易で、かつ、履行が容易であると認められるものであって、1件の予定価格が50万円未満のものとします。

3 登録申請者の資格

次のいずれかの事項に該当する方は、登録申請をすることができません。

- (1) 市内に主たる事業所（本社又は本店）を有していない。
- (2) 市内に住所を有していない。
- (3) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない。
- (4) 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない。
- (5) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）に規定する競争入札参加資格承認簿に登録されている。
- (6) 契約を履行するために必要な資格、許可又は登録を有していない。
※ 登録を希望する業務の履行に当たって資格等を必要とされていない場合は、資格等の保有が必須ではありません。
- (7) 市税及び国民健康保険税を滞納している。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている又は暴力団員が経営に関与しており、適正な競争を妨げるおそれがある。

※ 国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求することができます。

詳しくは、国税庁ホームページを御覧ください。

（国税庁）納税証明書の交付請求手続

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

※ 新型コロナウイルス感染症の影響による国税等の徴収猶予を受けた方へ

徴収金に未納がある場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響により国税等の徴収猶予を受けた方は、必要書類の提出により石巻市の競争入札参加資格審査申請が可能です。詳細については、別紙「新型コロナウイルス感染症の影響による国税等の徴収猶予を受けた方へ」を御確認ください。

4 申請書受付期間

令和4年2月1日（火）から令和4年2月15日（火）まで

※ 令和4年2月15日（火）17時まで 石巻市総務部管財課 必着のこと。

※ 発送日にかかわらず受付期間最終日の17時を過ぎて石巻市総務部管財課に到着したものは受け付けません。また、到着に関するトラブルには対応できません。

5 申請方法

郵送（輸送）のみの受付とします。「一般書留」「簡易書留」「特定記録」「宅配便」など、到着日時が確認できる方法としてください。ただし、信書便取扱いのものに限ります。**なお、持参による申請は受け付けません。**

【送付先】

〒986 - 8501 石巻市穀町14番1号
石巻市総務部管財課契約グループ

※ 不明な点がありましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

石巻市総務部管財課契約グループ 電話 23-6611・6612（直通）

※ 封筒に「**小規模契約希望者登録申請書類**在中」と**朱書き**してください。

※ **申請書受理票は、発行しません。（申請者作成の受理票等の返送も不可。）**

申請書の受理に係る問い合わせには対応しませんので、申請書が当市に配達されたか確認する場合は、各申請書類等の送付を依頼した会社のホームページで検索するか、又は各申請書類等の送付を依頼した会社へお問い合わせください。

6 申請書の提出部数

1部とします。

7 登録

- (1) 申請書の内容を審査し、前記「3 登録申請者の資格」に掲げる要件に該当しないと認められるときは、石巻市小規模契約希望者登録名簿に登録するとともに、庁内に公開し、並びに閲覧所及びインターネットにより市ホームページにおいて公衆の閲覧に供するものとします。また、小規模契約希望者登録通知書を3月下旬に交付する予定です。
- (2) 登録名簿に登録された事業者は、登録内容に変更が生じた場合又は登録の取下げを希望する場合は、石巻市小規模契約希望者登録事項変更・取下届（様式第2号）を速やかに提出しなければなりません。
- (3) 登録名簿に登録された事業者が、次のいずれかの事項に該当し、契約の相手方として適当であると認められるときは、登録を取り消すものとします。
 - ・前記「3 登録申請者の資格」に掲げる事項に該当することとなったとき。
 - ・申請書に虚偽の記載をしたとき。
 - ・小規模修繕等契約の履行に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。
 - ・その他契約の履行に際し、不正又は不誠実な行為があったとき。

8 登録の有効期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間とします。

9 提出書類等

登録しようとする事業者は、石巻市小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、提出してください。

- (1) 納税証明書又は非課税証明書（申請日から遡って3か月以内に発行されたものに限ります。）又はこれの写し

ア 法人の場合

申請時時点において、取得できる最新年度分の法人市民税・法人事業税及び固定資産税（該当ない場合は不要）に係る市長発行の証明書

納期限未到来の場合は前年度の証明書を提出すること。ただし、前納等で最新年度分の法人市民税等を完納している場合は、最新年度分の証明書を提出すること。

（例）石巻市における固定資産税の場合

最終納期（第4期）納期限が令和4年2月28日のため、本申請時には納期限が未到来となっているが、既に令和3年度分を完納している場合は、令和3年度の納税証明書を提出すること。

イ 個人の場合

申請時現在において、取得できる最新年度分の市・県民税、固定資産税（該当ない場合は不要）及び国民健康保険税に係る市長発行の証明書

納期限未到来の場合は前年度の証明書を提出すること。ただし、前納等で最新年度分の市税等を完納している場合は、最新年度分の証明書を提出すること。

（例）石巻市における固定資産税の場合

最終納期（第4期）納期限が令和4年2月28日のため、本申請時には納期限が未到来となっているが、既に令和3年度分を完納している場合は、令和3年度の納税証明書を提出すること。

※ **新型コロナウイルス感染症の影響により市税等の徴収猶予を受けた方は、上記の書類に代わり、別紙「新型コロナウイルス感染症の影響による国税等の徴収猶予を受けたへ」に記載の書類を提出すること。**

- (2) 希望する業種を履行するために必要な許可、免許、登録等を証明する書類の写し
- (3) 返信用封筒（長3封筒に84円切手を貼り、**返信先の住所及び宛名（御中、様等まで）**を記載すること。）

※ **押印は朱肉を使用したもの**とし、浸透印（シャチハタ等）は使用しないでください。

10 営業内容等の確認について

新規に登録申請される方等、営業内容を確認する必要があると認められる場合は、前記9の提出書類等のほかに、営業所の状況や事業概要等を記載した書類の提出を求められます。

11 注意事項

- (1) この登録申請は、小規模な修繕等の契約に係る指名業者の対象となりますが、登録されても、指名や契約を約束するものではありませんので、御承知願います。
- (2) **石巻市建設工事、測量・建設コンサルタント等業務又は物品購入・役務提供競争入札参加資格審査申請と重複して申請することはできませんので、御承知願います。**

12 その他

不明な点がありましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

石巻市総務部管財課契約グループ 電話 23-6611・6612（直通）

別表（対象工事の種類）

業務名	業務の例示
土木一式工事	道路、河川、治水工事等
大工工事	大工、型枠、造作工事等
左官工事	左官、モルタル、吹付け工事等
とび・土工・コンクリート工事	とび、コンクリートブロック据付け、掘削、根切り、盛土、コンクリート、土留め工事等
解体工事	工作物解体
石工事	石積み（張り）、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事等
電気工事	構内電気設備、照明設備工事等
管工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、空気調和設備、給排水・給湯設備、厨房設備、衛生設備、浄化槽、水洗便所設備、ガス管配管、ダクト、管内更生工事等
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）、れんが積み（張り）、タイル張り工事等
鋼構造物工事	鉄骨、屋外広告、門扉設置工事等
鉄筋工事	鉄筋加工組立て、ガス圧接工事等
ほ装工事	アスファルトほ装、コンクリートほ装、ブロックほ装工事等
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け、建築板金工事等
ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装、溶射工事、路面標示工事等
防水工事	モルタル防水、塗膜防水、シート防水、注入防水工事等
内装仕上工事	インテリア、天井仕上、壁張り、たたみ、ふすま、家具、防音工事等
機械器具設置工事	給排気機器設置、揚排水機器設置工事等
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事等
電気通信工事	電気通信機械設置、放送機械設置工事等
造園工事	植栽、公園設備、園路、水景工事等
建具工事	金属製建具取付け、シャッター取付け、自動ドア取付け、木製建具取付け、ふすま工事等
水道施設工事	配水施設、下水処理設備工事等
消防施設工事	屋内消火栓設置、火災報知設備、排煙設備設置工事等
その他の工事	上記以外の業務